

# 大野市有終西小学校改修事前調査業務委託仕様書

- 1 委託業務名 大野市有終西小学校改修事前調査業務委託（教委第6号）
- 2 改修施設 大野市城町地係
- 3 施設概要
  - 主要用途 小学校（公民館併設）
  - 建物概要 鉄骨造2階建 延べ面積 9,847.26㎡
  - 建築年月 平成18年7月
- 4 履行期限 令和8年1月30日（金）まで  
ただし、改修案比較表及び概算工事費は11月上旬までに提出することとする。
- 5 一般事項
  - 1) 技術者等  
受託者は、管理技術者（大野市設計、測量等業務委託契約約款第10条に定める現場責任者）および主任担当技術者を定め、発注者に通知する。（通知する技術者は、原則として、参加表明時に提出した様式3の（1）に記載した者とし、特別な理由があると認められた場合を除き、変更することはできない。）なお、業務の一部を第三者に委託する場合は、同約款第7条第3項に基づき承諾願を提出し、発注者の承諾を得るものとする。
  - 2) 打合せ及び記録  
原則として、下記の時期に打合せを行う。
    - ① 契約直後（工事概要・現場・参考図面・業務要領の確認）
    - ② 準備段階（現地調査、情報収集の確認報告、条件設定、方針の確認）
    - ③ 各検討結果、計画策定時（下記業務内容の進捗状況に応じ随時）
    - ④ 基本業務時（進捗状況に応じ随時）
    - ⑤ その他打合せを必要とする時打合せ事項は打合せ記録簿に記録し、打合せ後すみやかに提出する。なお、打合せ記録簿の様式は担当職員の同意を得たものを使用する。
- 6 委託業務内容  
下記に示す①の調査は、協力業者と連携して行い協力業者の費用は本業務に含むものとする。また、①～③に記載の内容は参考とし、プロポーザル提案書に基づき、市が別に委託する学識経験者や監督職員と協議の上、実施することとする。
  - ① 外壁及び屋上の漏水調査
    - ・ 予備診断 現状確認、ヒアリング、過去の調査結果や関連資料等による診断計画の検討
    - ・ 1次診断 目視、触診による雨水浸入位置の推察。雨水浸入位置から浸出位置へと至る経路の仮説による2次診断の計画
    - ・ 2次診断 降雨時の調査や降雨再現のための散水調査
    - ・ 3次診断 一部仕上げ部材等の撤去後、目視による状態確認及び浸入浸出経路の特定。（調査に必要な仮設足場や内外装材の撤去復旧を含む）
    - ・ 漏水調査報告書作成 調査結果や浸入浸出経路を図示し、調査報告書としてまとめる。
  - ② 漏水原因を特定するための調査
    - ・ 構造体の揺れや変位の検討
    - ・ 構造体の変位に伴う屋根・外装材及びその取合部の止水性能の検討

- ・上記検討報告書の作成
- ③ 改修方針の検討
  - ・構造部材を含め、屋根、外壁材の改修方針について検討する。
- ④ 改修計画書の作成
  - ・改修方針に基づく改修案の比較検討  
(工事工程や概算工事費、外皮の断熱性・遮音性・省エネ性能、法適合に必要な手続きの有無などの比較表の作成を含む)
  - ・改修概要図の作成、概算工事費等の算出。

## 7 業務の進め方

- 1) 業務に当たっては、提示する与条件の資料および現地を充分調査の上、監督職員の指示により改修方針案を提出し、確認を受け業務を進める。
- 2) 業務は構築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定によるほか別記1による。なお、適用する水準については監督職員の指示による。
- 3) プロポーザル方式により業務を受託した場合は、参加表明時に提出した各技術者による履行体制とし、同技術者が直接的に当該業務を履行すること。

## 8 提出する書類等

- 1) 図面は「営繕工事 図面の文字・線種・レイヤ基準（建築編・建築設備編）」（福井県土木部営繕課）を準用する。ただし、あらかじめ監督職員が認めた場合はこの限りではない。
- 2) 報告書等は別表1のとおり提出する。
- 3) 別表2の項目については電子納品も行う。

## 9 著作権等

提出図書等の著作権はその提出者に帰属する。  
提出図書等の使用権は大野市に帰属する。  
受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

## 10 委託業務の処理

「福井県営繕工事監督事務処理要領」を準用する。その他については監督職員の指示による。

## 11 貸与する図書等

貸与する図書等は成果物の提出時に返却する。

## 12 その他

- 1) この仕様書に記載されていない事項については、監督職員と協議して定める。
- 2) この仕様書に記載の基準ならびに資料等については最新版を使用するものとする。
- 3) 建築士法による重要事項説明の手続きを行うこと。

(別記 1)

- ・ 建築設計基準
- ・ 建築構造設計基準
- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 官庁施設の環境保全性に関する基準  
(すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部技術基準)

別表1 提出する書類等

項目 および 仕様	内 容
<p>Ⓐ 事前調査報告書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査報告書※各調査資料含む 漏水調査報告書 構造等検討報告書</li> <li>・ 改修方針概要書及び比較表</li> <li>・ 改修計画書 改修概要図 (仕上表、平面図、立面図、矩形図、 面積表及び求積図等)</li> <li>概算工事費 工事工程計画 省エネ性能概算書 維持管理コスト概算書</li> <li>・ その他 ( )</li> </ul>

別表2 電子納品対象

フォルダ名称	資料大分類	資料小分類	資料名称	ファイル形式
REPORT	事前調査	調査報告書 改修方針概要書及び比較表 改修計画書等		Excel、Word、またはPDF
DRAWINGF	すべての図面			※ SXF(sfc)形式 ※ CADの標準形式 および※PDF

※：MS-EXCEL、MS-WORD、PDF、CADのバージョンについては協議による。